第九条ただし書及び第十条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第四項中「又は大臣政務官」を「、大臣政務官又は常勤の大臣補佐官」に改める。

別表第一官職名の欄中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を「常勤の内閣総理大臣補佐官　常勤の大臣補佐官」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第十条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

第十九条の二第四項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣補佐官　防衛大臣政策参与」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第十一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号、第二条第一項の表、第三項第三号及び第四項、第三条（見出しを含む。）並びに第五条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十三条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第八条の二第三項、第六項及び第七項中「総務省令」を「内閣官房令」に改め、同条第八項第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第九項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条第一項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「（退職手当審査会等への諮問）」に改め、同条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当審査会）

第十八条　内閣府に、退職手当審査会を置く。

2　退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3　前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）

第十四条　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（外務公務員法の一部改正）

第十五条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「任免」を「任免等」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

3　内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長であることを免ずるものとする。

（自衛隊法の一部改正）

第十六条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

第二条第一項及び第五項中「防衛大臣補佐官」の下に「、防衛大臣政策参与」を加える。

第五章第一節中第三十一条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三十条の二　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　採用　隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。

二　昇任　自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三　降任　自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四　転任　自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五　標準職務遂行能力　自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六　幹部隊員　防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

七　管理隊員　防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2　前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

第三十一条第一項中「受けた者」の下に「（幹部隊員にあつては、防衛大臣）」を加え、同条第二項中「基準」の下に「（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。